



平成 18 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ イ ン ト  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 黒 田 博  
( コ ー ド 番 号 2 6 8 5 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 松 田 毅  
( T E L : 0 3 - 3 2 4 3 - 6 0 1 1 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 26 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 18 年 5 月 24 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、定款について所要の変更を行うものであります。また、条文新設などに伴い対応する条数の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」の施行後において単元未満株式について行使することができる権利を定めるために、変更定款案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 「会社法」および法務省令により、定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は、株主に対して株主総会参考書類等を提供したものとみなすことが可能となりますので、株主の皆様の利便性を高めるために変更定款案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 「会社法」の施行後においては、株主総会、取締役会および監査役会の議事録は「会社法」第 318 条、第 369 条第 3 項、第 4 項、第 371 条第 1 項ならびに法務省令に基づき作成するとともに備置きしなければならず、任意的記載事項である現行定款第 17 条(議事録)および現行定款第 27 条(取締役会の議事録)は不要となりますので、これらを削除するものであります。
- (5) 取締役の経営責任を明確化し、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質を構築するために、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条(取締役の任期)を変更するものであります。

- (6) 執行体制を充実し、迅速な意思決定による機動的な経営の実現と競争力の強化を図るために、副会長および副社長職を追加することとし、現行定款第 22 条（執行役員）を変更するものであります。
- (7) 「会社法」第 370 条により取締役会の書面決議が認められることに伴い、取締役会の機動的な開催と決議に加わることができる取締役全員の意見を反映することが可能となるように、変更定款案第 27 条（取締役会の決議）第 2 項を新設するものであります。
- (8) 「会社法」第 427 条第 1 項により、社外監査役および会計監査人との間に責任限定契約を締結することが可能となることに伴い、社外監査役および会計監査人がその役割を十分に発揮できるよう、また、有能な社外監査役および会計監査人を招聘できるようにするため、変更定款案第 37 条（監査役の責任免除）第 2 項および変更定款案第 39 条（会計監査人の責任限定契約）を新設するものであります。
- (9) 「会社法」第 459 条第 1 項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策を行えるように、変更定款案第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- (10) その他、文言および表現を、「会社法」および会社の実情に即して変更し、整備を行うものであります。

## 2．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 5 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 5 月 24 日

以 上

## &lt; 定款変更の内容 &gt;

(下線は、変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、株式会社ポイントと称し、英文では POINT INC. と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 繊維品の製造、加工、仕入及び販売 2. 時計、眼鏡、靴、化粧品、鞆、服飾用アクセサリー、宝石及び貴金属の仕入及び販売 3. 皮製品、室内装飾品、食料品、インテリア用品、スポーツ用品、家庭用雑貨の仕入及び販売 4. 衣料用繊維品、家庭用雑貨ならびに室内装飾品の保管、検品及び管理 5. 荷造包装業 6. 有価証券の運用及び保有 7. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、50,000 千株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、株式会社ポイントと称し、英文では POINT INC. と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 繊維品の製造、加工、仕入および販売 (2) 時計、眼鏡、靴、化粧品、鞆、服飾用アクセサリー、宝石および貴金属の仕入および販売 (3) 皮製品、室内装飾品、食料品、インテリア用品、スポーツ用品、家庭用雑貨の仕入および販売 (4) 衣料用繊維品、家庭用雑貨ならびに室内装飾品の保管、検品および管理 (5) 荷造包装業 (6) 有価証券の運用および保有 (7) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。</p> <p>第 4 条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第 5 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、50,000 千株とする。</p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第7条（<u>1単元の株式の数</u>） 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、10株とする。  （新設）</p> <p>第8条（<u>単元未満株券の不発行</u>） 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第9条（<u>単元未満株式の買増請求</u>） 当社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。</u> 2 <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u>  （新設）</p> <p>第10条（<u>名義書換代理人</u>） 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社ではこれを扱わない。</u></p>	<p>第8条（<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>） 当社の単元株式数は、10株とする。  <u>2 当社は、前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>  （削除）</p> <p>第9条（<u>単元未満株式の買増請求</u>） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。</u>  2 <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条（<u>単元未満株式についての権利</u>） 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 前条に定める請求をする権利</u></p> <p>第11条（<u>株主名簿管理人</u>） 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u>  3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第11条（株式取扱規程）  <u>当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料等は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条（基準日）          当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使できる株主または質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集）          当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集することができる。</p> <p>第14条（招集者および議長）          株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、社長が招集し議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第15条（決議の方法）          株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第12条（株式取扱規程）  <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第13条（基準日）          当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として<u>することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集）          当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集することができる。</p> <p>第15条（招集権者および議長）          株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、社長が招集し議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条（決議の方法）          株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権ある他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに、その代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第17条（議事録） 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、もしくは電子署名する。 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>第19条（取締役の選任） 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠または増員により就任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第21条（代表取締役） 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>第22条（執行役員） 当会社は、取締役会の決議により、社長1名を選任し、必要に応じて、会長1名、専務執行役員、常務執行役員、執行役員各若干名を選任することができる。</p> <p>第23条（相談役及び最高顧問） 当会社は、取締役会の決議により、相談役及び最高顧問を選任することができる。</p>	<p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに、その代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>第20条（取締役の選任） 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  （削除）</p> <p>第22条（代表取締役） 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>第23条（執行役員） 当会社は、取締役会の決議により、会長、副会長、社長、副社長各1名、専務執行役員、常務執行役員および執行役員各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（相談役および最高顧問） 当会社は、取締役会の決議により、相談役および最高顧問を選任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第24条（取締役会の招集および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>社長が招集し、議長となる。</u> 2 <u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第25条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>会長が招集し、議長となる。</u> 2 <u>会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>第25条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第26条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第26条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第27条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2 <u>前項にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第27条（取締役会の議事録） <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、もしくは電子署名する。</u> 2 <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第29条（報酬） 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第29条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>
<p>第30条（取締役の責任免除） 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>第30条（取締役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第5章 監査役および監査役会 第31条（監査役の員数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第32条（監査役の選任） 当社の監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第33条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集手続） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （新設）</p> <p>第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>第36条（報酬） 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第37条（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> （新設）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第31条（監査役の員数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第32条（監査役の選任） 当社の監査役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第33条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集手続） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>第36条（報酬等） 監査役の報酬等<del>は</del>は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第37条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 第38条(会計監査人の選任) 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第39条(会計監査人の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 計算 第38条(営業年度) 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第7章 計算 第40条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第41条(剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
<p>第39条(利益配当) 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</p>	<p>第42条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第40条(中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の配分(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第41条(除斥期間) 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>第43条(除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>
<p>(附則) 第9条の規定ならびに第10条および第11条の買増請求に係る規定の改正は、平成17年6月1日より効力を生じるものとする。</p>	<p>(削除)</p>